

新職種の設定検討のイメージ1（「C 事務従事者」の例）

日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）	
中分類	小分類
25 一般事務従事者	251 庶務事務員
	252 人事事務員
	253 企画事務員
	254 受付・案内事務員
	255 秘書
	256 電話応接事務員
	257 総合事務員
	259 その他の一般事務従事者
26 会計事務従事者	261 現金出納事務員
	262 預・貯金窓口事務員
	263 経理事務員
	269 その他の会計事務従事者
27 生産関連事務従事者	271 生産現場事務員
	272 出荷・受荷事務員
28 営業・販売事務従事者	281 営業・販売事務員
	289 その他の営業・販売事務従事者
29 外勤事務従事者	291 集金人
	292 調査員
	299 その他の外勤事務従事者
30 運輸・郵便事務従事者	301 旅客・貨物係事務員
	302 運行管理事務員
	303 郵便事務員
31 事務用機器操作員	311 パーソナルコンピュータ操作員
	312 データ・エントリー装置操作員
	313 電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く）
	319 その他の事務用機器操作員

賃金構造基本統計調査の
現行の職種

703 旅客掛
(職業分類301の一部)

302 キーパンチャー
(職業分類312と一致)
303 電子計算機オペレーター
(職業分類313と一致)
301 ワープロ・オペレーター
(職業分類319の一部)

廃止・吸収

存続

廃止・吸収

廃止・吸収

新職種のイメージ
一般事務従事者
会計事務従事者
生産関連事務従事者
営業・販売事務従事者
外勤事務従事者
運輸・郵便事務従事者
データ・エントリー装置操作員
その他の事務用機器操作員

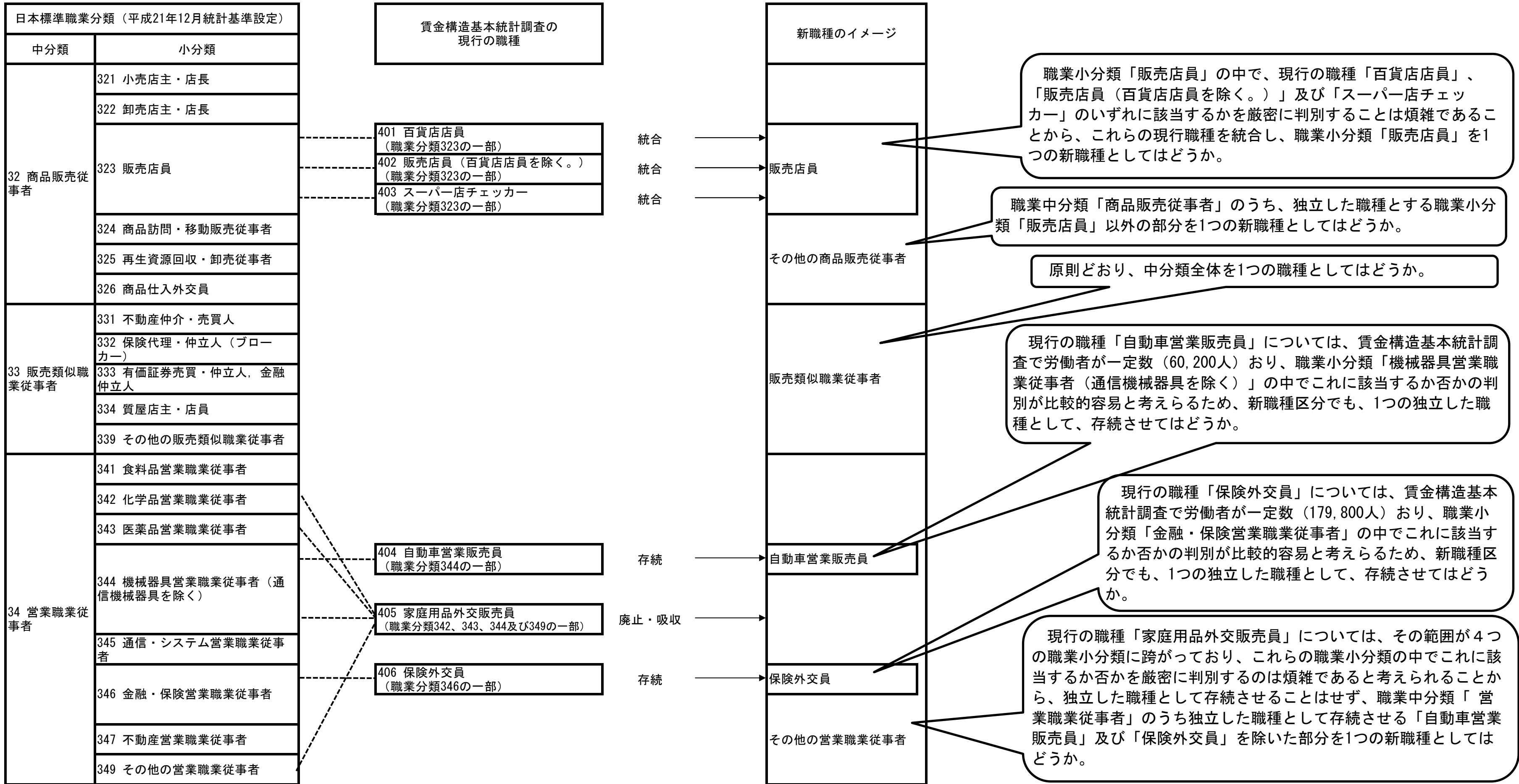
原則として、日本食業分類の中分類を新しい職種の基本的な単位としてはどうか。

新職種区分では、
・職業小分類「旅客・貨物係事務員」の中で、現行の職種「旅客係」に該当する者とそうでない者を厳密に判別することは煩雑であること。
・職業小分類「運行管理事務員」は職業小分類「郵便事務員」より「旅客・貨物係事務員」と親和性が高いこと。
・職業小分類「郵便事務員」は、特定の企業のみが存在する職種であり、これを単独で表章することは適切でないこと。
から、職業中分類「運輸・郵便事務従事者」を1つの職種としてはどうか。

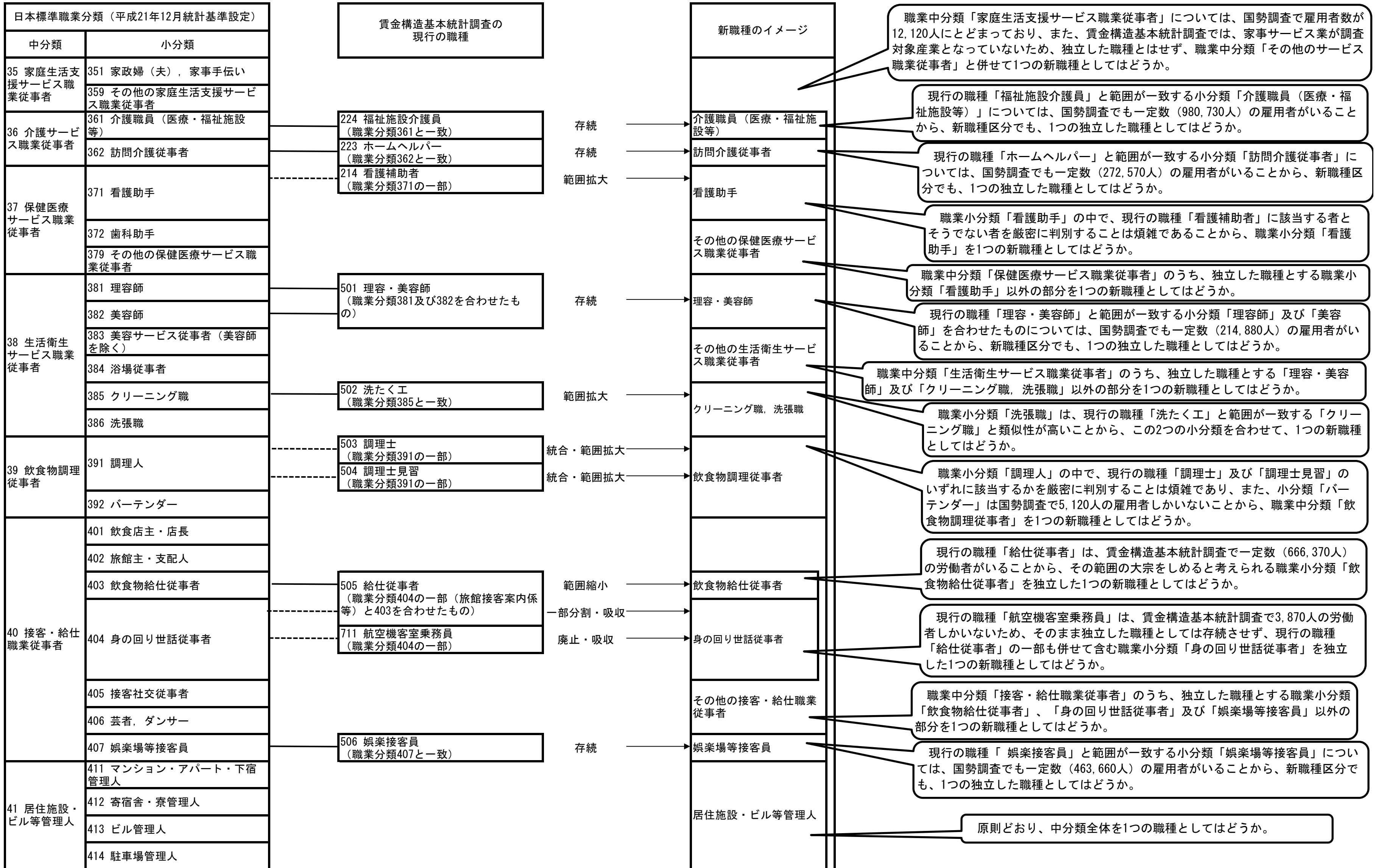
現行の職種「キーパンチャー」と範囲が一致する小分類「データ・エントリー装置操作員」については、国勢調査でも一定数（92,570人）の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

現行の職種「電子計算機オペレーター」と範囲が一致する小分類「電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く）」及び現行の職種「ワープロ・オペレーター」を含む職業小分類「その他の事務用機器操作員」を合わせても、国勢調査で26,980人しか居ないことから、これらに職業小分類「パーソナルコンピュータ操作員」を合わせて1つの新職種としてはどうか。

新職種の設定検討のイメージ2（「D 販売従事者」の例）



新職種の設定検討のイメージ3（「E サービス職業従事者」の例）



42 その他のサービス職業従事者	421 旅行・観光案内人
	422 物品一時預り人
	423 物品賃貸人
	424 広告宣伝員
	425 葬儀師、火葬作業員
	429 他に分類されないサービス職業従事者

その他のサービス職業従事者